

令和7年度青森県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金Q&A

1 補助対象者について

Q 1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 1 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 2 既に国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、今回、県の補助金は申請できますか？

A 2 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金を申請することは可能です。（特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。）

なお、令和4年度及び令和5年度に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、申請区分「①基本機能のみ」での申請となります。

また、令和6年度及び令和7年度に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。

2 補助金交付申請について

Q 3 県の補助金交付申請手続きは、どのように進めればよいですか？

A 3 電子処方箋管理サービス導入後、システムベンダ等に費用を支払った上で、まずは国（社会保険診療報酬支払基金）に電子処方箋管理サービスに関連する補助金を申請し、交付決定を受けてください。その後、必要書類を添付して県に申請してください。

Q 4 県の補助金の補助率、補助上限額はどのようになっていますか？

A 4 県の補助金の補助率、補助上限額はホームページに掲載のとおりです。

Q 5 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を両方申請することは可能ですか？

A 5 電子処方箋管理サービスに関連する補助金については、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を合わせて受け取ることが可能です。

Q 6 県の補助金について、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金が交付されたところに機械的に行われるものですか？それとも、改めて県に対して申請を行う必要がありますか？

A 6 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金は別制度となるため、改めて県に対する補助金交付申請が必要となります。

Q 7 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の概要（補助率、上限額等）を知りたい。

A 7 下記のホームページをご確認ください。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q 8 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政的支援全体の割合はどのくらいになりますか？

A 8 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政的支援全体の割合は最大で、病院：1／2、診療所・薬局（大型除く）：3／4、大型チェーン薬局：1／2となります。

Q 9 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A 9 県の補助金では一括申請を行うことはできませんので、保険医療機関や保険薬局の施設ごとに申請書を作成し、添付書類を添えて電子メールにて提出してください。なお、同一開設者において、複数施設分の申請書や添付書類を作成し、まとめてメールで提出することは妨げませんが、申請書や添付書類の混在等による提出不備の防止や、円滑な審査業務実施の観点から、施設ごとに区別して提出してください。

Q10 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では事業者一括申請を行ったため、複数の施設をまとめた領収書を添付しましたが、県の補助金申請では事業者一括申請を行うことができないため、どのような資料を添付すればよいですか？また、申請書に記載する事業費は、どのように記載すればよいですか？

A10 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金において事業者一括申請を行った場合、1施設ごとに補助額を算定の上、一括申請者に1施設ごとに作成した交付決定通知書が発行されているため、県の補助金申請においては、1施設ごとの補助額算定の基となった事業費を記載するとともに、国の補助金申請に添付した資料の写しを提出してください。

Q11 大規模病院は病床数が200床以上の病院とのことですが、病床数とは許可病床数のことですか？

A11 電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。

Q12 医科、歯科併設の場合、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わないといけないですか？

A12 医科、歯科それぞれに対応いただく必要があります。

Q13 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいですか？

A13 国（社会保険診療報酬支払基金）の申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。

Q14 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では、薬局について「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分が分かれています。県の補助金申請では、そのような区分分けは生じないのですか？

A14 県の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」及び「薬局（大型チェーン薬局以外）」のいずれも補助率と補助上限額に差がないため、薬局の区分分けは行っていません。

Q15 申請区分「①基本機能のみ」、「②追加機能のみ」、「③基本機能と追加機能の同時導入」の違いは何ですか？

A15 申請区分①②は、既に電子処方箋の導入を進めている事業者を対象としたものであり、申請区分①は既存システムの改修や周辺機器の初期導入等に係る経費、申請区分②は既に基本機能を導入している施設が令和6年度以降に新機能を追加した場合の経費を助成するものとなります。

申請区分③は、令和6年度以降に新たに電子処方箋の導入を行う事業者を対象としたものであり、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費を助成するものとなります。

Q16 県の補助金に申請する場合に、申請区分「①基本機能のみ」、「②追加機能のみ」、「③基本機能と追加機能の同時導入」のどの区分で申請を行えばよいですか？

A16 令和4年度及び令和5年度に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、申請区分「①基本機能のみ」での申請となります。

また、令和6年度及び令和7年度に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。

なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。

Q17 追加機能とは、具体的にどのような機能ですか？

A17 電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。

- ・リフィル処方箋
- ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- ・マイナンバーカード署名
- ・処方箋 ID 検索
- ・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

Q18 申請方法と申請期限を教えてください。

A18 申請書に必要な添付書類を添えて、令和7年12月26日（金）までに、電子メールで提出してください（提出先：yakumu@pref.aomori.lg.jp）。

Q19 県の補助金交付申請のために必要な書類は何ですか？

- A19 ①県交付要綱第3に基づく様式第1号（交付申請書（兼）実績報告書）
②〔添付書類〕社会保険診療報酬支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書（写し）
③〔添付書類〕電子処方箋管理サービス導入に関する領収書（写し）及び領収書内訳書（写し）（社会保険診療報酬支払基金に提出した書類）
④県交付要綱第4（8）に基づく第2号様式（財産管理台帳）
⑤県交付要綱第7に基づく第4号様式（請求書）及び通帳の写し（「口座番号」・「口座名義人」・「支店名」がわかる部分）

Q20 振込先口座の指定はありますか？

- A20 振り込みが可能な口座であれば特に指定はありません。

Q21 県の補助金について、どのような経費が対象となりますか？

- A21 国（社会保険診療報酬支払基金）と同様の考え方となります。詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q22 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象になりますか？

- A22 国（社会保険診療報酬支払基金）と同様に、電子処方箋関係補助金については、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が対象となりますので、導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用含む）は補助金交付対象外となります。

Q23 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

- A23 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくことになりますので、複数回の申請はできません。

ただし、申請区分①「基本機能のみ」で県に補助金を申請した後、令和6年度から新たに補助対象となった「追加機能」を施設に導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）に申請区分②「追加機能のみ」で補助金申請を行い、交付決定を受けた場合は、別途、県に対して申請区分②「追加機能のみ」の申請が可能です。

Q24 法人所在地は青森県内にあり、他県において保険医療機関・保険薬局を開設していますが、他県では電子処方箋管理サービスに関連する補助金事業を実施していないため、青森県の補助金として申請することは可能ですか？

A24 この補助金は青森県内に所在する保険医療機関・保険薬局を対象としており、開設法人の所在地が県内にあったとしても、他都道府県に所在する保険医療機関等は対象としておりませんので、申請することはできません。

Q25 県の補助金の交付を受けた後に、何か事後手続きを行う必要はありますか？

A25 「令和7年度青森県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要綱」第4（13）において、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、速やかに県知事に報告することが求められています。

Q26 令和6年度に基本機能を導入し、令和7年度に追加機能を導入しました。いずれも国（社会保険診療報酬支払基金）から交付決定の通知を受けています。その場合、どの区分を選択すればよいですか。

A26 申請区分「（1）基本機能導入」と「（2）追加機能導入」の選択となります。なお、同時申請ができませんので、申請区分ごとに申請してください。

Q27 令和6年度に「基本機能導入」の区分で、県の補助金の交付を受けましたが、今年度も対象になりますか。

A27 既に「基本機能導入」の区分で、県の補助金の交付を受けている場合、対象となりません。ただし、令和6年度に「基本機能導入」の区分で県の補助金の交付を受けた者が、令和7年度に「追加機能導入」の区分で県の補助金を申請することは可能です。

3. 補助金交付申請の受付期間について

Q28 県の補助金交付申請の受付開始はいつからですか？また、申請期限はいつまでですか？

A28 県の補助金交付申請は令和7年9月1日から受け付けています。また、申請期限は令和7年12月26日必着となります。

Q29 県の補助金の申請期限である令和7年12月26日に間に合わせるためには、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金は、いつまでに申請すればよいのか？

A29 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要すると伺っているため、遅くとも令和7年10月上旬までに国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付申請を行う必要があります（申請期限後の申請は受け付けられませんので御注意ください）。

Q30 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A30 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和7年度の単年度事業であることから、申請期限を延期する予定はありません。

Q31 申請書を提出してから、どのくらいで補助金が交付されますか？

A31 申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は、翌月末までに申請書に記載の振込先へ補助金を振り込みます。なお、申請してから2か月を超えても振り込みが確認できない場合は、恐れ入りますが県までお問い合わせください。

Q32 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金は、令和7年9月30日までにシステム導入を完了し、令和8年3月31日までに申請を行えばよいですが、なぜ県の補助金は令和7年12月26日までに申請を行う必要があるのでしょうか？

A32 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和7年度の単年度事業であることから、委託業者も含めて全ての支払いを令和7年度中に実施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を考慮して、申請期限を令和7年12月26日と設定しております。

Q33 国（社会保険診療報酬支払基金）に対して電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。県の補助金の申請期限である令和7年12月26日に間に合わないため、添付書類が揃わない状態で、県の補助金に申請することは可能ですか？

A33 県の補助金の補助交付要件として、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金に申請した時点で添付書類が揃っておらず、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設であることが確認できない場合は、補助交付要件を満たしていないものとして不支給と判断します。

4. その他

Q34 国の交付決定が取り消された場合はどうなりますか？

A34 県の補助交付要件を満たさなくなることから、補助金の金額を返還することとなります。

Q35 要綱第4(8)にある財産管理台帳(第2号様式)を整備する必要がある場合でも、財産管理台帳(第2号様式)の提出は必要でしょうか？

A35 財産管理台帳(第2号様式)に、対象財産がない旨を欄外に記載して提出してください。

Q36 県の補助金について、申請が殺到し、予算額の上限に達してしまった場合、申請期限内でも受け付けを終了することはありますか。

A36 予算の上限を超えた場合は、申請期限内でも受け付けを終了する場合がありますので予め御了承願います。